

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書

事業所の設置・整備及び雇入れに係る計画について、本助成金制度の内容・支給要件（不支給要件）について確認をした上で以下のとおり提出いたします。

また、本計画書の記載内容について相違ありません。

都道府県労働局

受理印

令和 年 月 日

労働局長 殿

1 申請者	(1) 事業主	フリガナ 法人（予定）名 （※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。）
		フリガナ 役職・代表者氏名 （※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。）
		主たる事業所の所在（予定）地 〒 — 電話番号 （ ）
	(2) 代理人・社会保険労務士 （申請者が代理人又は社会保険 労務士の場合のみ記入）	フリガナ 氏 名 所在地 〒 — 電話番号 （ ）
2 設置・整備 に係る事業所	(1) 名称	
	(2) 所在地	〒 — 電話番号 （ ）
	(3) 雇用保険適用事業所番号	
	(4) 産業分類・小分類番号	
	(5) 設置・整備、雇入れの予定	概要 （設置・整備費用 万円 ・ 雇入れ予定数 人）
3 地域区分 （右欄のいずれか1つの口に☑を記入）	☐ 同意雇用開発促進地域 ☐ 地プロ対象区域 ☐ 過疎等雇用改善地域 ☐ 寄附活用対象地域 ☐ 特定有人国境離島等地域 ☐ 能登半島特例地域 ☐ 能登半島特例地域（地プロ対象区域）	
4 本助成金の対象となる期間 （計画日～完了予定日の年月日を記入）	(1) 計画日：令和 年 月 日～ (2) 完了予定日：令和 年 月 日 （※計画書を持参する場合、計画日は持参する日を記入。 （※郵送により提出する場合、計画日は空欄として下さい。 （※能登半島特例地域の場合、計画日は事業主の指定した日を記入。）	

※ 中小企業事業主又は創業の上乗せを希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

5 中小企業事 業主の該当性 （事業所単位で なく、法人単位 で記入）	(1) 主たる事業 （右欄のいずれかの口に☑を記入）	☐ 小売業（飲食店を含む。） ☐ 卸売業 ☐ サービス業 ☐ その他（ ）
	(2) 資本の額又は出資の総額	円
	(3) 常時雇用する労働者の数	人

※ 創業の上乗せを希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

6 創業の該 当性	創業基準日 ※裏面参照	令和 年 月 日
--------------	-------------	----------

処理欄 （労働局記入欄）	計画書認定日				計画書認定番号		
	令和 年 月 日				第 号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書の記入について

この計画書の提出をもって本助成金が支給されるわけではありません。設置・整備及び雇入れ後、完了届（第1回支給申請書）を提出し、助成金の支給要件を満たしていることの審査（実地調査を含む。）を経る必要があります。

1 申請者

- 法人事業主の法人名、役職・代表者氏名（個人事業主の場合は、屋号等、事業主氏名）、主たる事業所の所在地を記入して下さい。
 - 代理人が本計画書を提出する場合は、代理人の氏名、所在地を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき社会保険労務士が本計画書を提出する場合は、「提出代行者」又は「事務代理者」と記載の上、社会保険労務士の氏名、所在地を記入して下さい。
- ※ 計画書提出時点で法人の設立前又は事業所の開業前の場合、欄外に連絡先となる者の氏名、住所、電話番号を記入して下さい。

2 設置・整備に係る事業所

- 本助成金の対象となる事業所の名称を記入して下さい。
- 事業所の所在地を記入して下さい。
- 事業所の雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。創業等の場合は「ー」と記入し、雇入れと同時に雇用保険適用事業所設置届を提出して下さい。
- 事業所の主たる事業に該当する日本産業分類の小分類の番号を記入して下さい。
- 予定している設置・整備の主な内容・合計金額の見込み、雇入れの予定人数について記入して下さい。

3 地域区分

- 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域、地プロ対象区域、寄附活用対象区域、能登半島特例地域、能登半島特例地域（地プロ対象区域）のいずれか1つの地域区分を選択して下さい。地域区分毎に、雇い入れることのできる労働者等が異なります。各地域区分及び対象労働者等については、パンフレット、厚生労働省ホームページでご確認下さい。
- 一度提出された計画書の地域区分を変更することはできません。地域区分を変更する場合には、一度計画書の取下げを行い、再度計画書を提出することとなります。その場合でも再度計画書が提出された日が計画日となりますのでご注意ください。

4 本助成金の対象となる期間

- この計画書を持参して労働局に提出する場合は持参する日を記入し、郵送により提出する場合は空欄として下さい。
 なお、郵送により提出する場合は、投函日ではなく労働局への到達日が、本助成金の対象となる期間の起算点である計画日となります。本計画書の提出後に通知される計画書認定通知書に当該計画日は記載されますので、ご確認ください。
 また、地域区分が能登半島特例地域及び能登半島特例地域（地プロ対象区域）の事業主が計画書を労働局に提出する場合は、指定した任意の日を計画日として記入して下さい。但し、令和6年1月1日より前の日を計画日として指定ができませんのでご注意ください。
- 計画日から18か月以内の日であって、設置・整備及び雇入れが完了する見込みの日を記入して下さい。

5 中小企業事業主の該当性

中小企業事業主又は創業に対する上乗せ助成を希望する場合に限り、記載して下さい。中小企業事業主には、以下の表の「主たる事業」ごとに記載されているいずれか（※）の要件を満たせば該当します。該当性は、当該事業所を含む法人の完了日時点を基準として判断するので、「資本又は出資額」、「常時雇用する労働者数」は、完了日時点の予定を記入して下さい。

※ 医療法人等の資本金を有さない法人や個人事業主の場合は、「常時雇用する労働者」の要件を満たせば該当します。

主たる事業	資本又は出資額	常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

6 創業の該当性

創業に対する上乗せ助成を希望する場合は、創業基準日の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までの間に提出して下さい。期間を経過した場合は、創業の上乗せの対象とはなりません。

ただし、地域区分が能登半島特例地域及び能登半島特例地域（地プロ対象区域）である場合は、これによらず、創業基準日が令和6年1月1日以降であることが必要です。

創業基準日とは、法人設立の場合は法人登記の（予定）日、個人事業の開業の場合は税務署に提出する個人事業開業届出書に記載されている開業日又は雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早い日をいいます。該当する創業基準日を記載して下さい。

本助成金は国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても必要な書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受け、又は受けようとした場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後5年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができません。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。

【留意事項】

5 中小企業事業主の該当性（中小企業事業主又は創業の上乗せ助成を希望する場合）について

- 地域区分において、「□地プロ対象区域」「□能登半島特例地域」「□能登半島特例地域（地プロ対象区域）」を選択した場合は、中小企業事業主の上乗せ助成の対象外となりますので、記載不要です。

6 創業の該当性（創業の上乗せを希望する場合）について

- 地域区分において、「□地プロ対象区域」「□寄附活用対象地域（※）」「□能登半島特例地域」「□能登半島特例地域（地プロ対象区域）」を選択した場合は、創業の上乗せ助成の対象外となります。ただし、創業による対象労働者の要件緩和（対象労働者の雇入れ：3名→2名への緩和）の対象にはなりませんので、希望する場合はご記入をお願いいたします。（この場合、創業の要件として、中小企業事業主であることを確認するため、「5 中小企業事業主の該当性」の記入も、お願いいたします。）（※）「□寄附活用対象地域」は、創業による対象労働者の要件緩和も対象外となりますので、記載不要です。